

## 三鷹市スポーツ協会慶弔規程

平成7年4月1日 制定

令和6年4月1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、三鷹市スポーツ協会役員および職員（以下「役員等」という。）の慶弔に関する事項を定めるものとする。

(慶弔の範囲)

第2条 この規程による慶弔の範囲は、次のとおりとする。

- (1)祝金
- (2)見舞金
- (3)弔慰金

(祝金)

第3条 役員等が結婚したときは、次の祝金を贈り祝福する。役員等が再婚したときも同様とする。

祝金 10,000 円

(見舞金)

第4条 役員等が傷病により1ヵ月以上の入院をし、または家庭での療養をつづけられたとき、または不慮の災難に遭遇したときは、次の見舞金を贈る。

見舞金 5,000 円

(弔慰金)

第5条 役員等が死亡したときは、その遺族に対し、次の弔慰金を贈り弔意を表するものとする。

弔慰金 10,000 円

2 前項の弔慰金の他、正副会長が協議して必要とする場合は、花輪または生花1基を贈ることができる。

(返礼の禁止)

第6条 この規程により贈られた弔慰金に対する返礼等は、一切これを行わないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日から従前の「慶弔規程」は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。